

安部磯雄の家庭論

辻野功

はじめに

日本の「家」制度に、日本の社会主義者たちがどのように対決し、自らをどのような人間として形成していったかは、日本の社会主義運動史を評価する際の一つの大きな鍵である。

なぜなら、社会主義というものは、社会体制の根本的変革＝社会革命のみならず、人間のあり方の根本的変革＝人間革命を目指すものであるからである。いなむしろ人間革命の方が先であるとさえ言える。というのは、社会の政治・経済体制の根本的変革は多くの年月を要する長期的な課題であるが、それを表現しようとする人間自体のあり方の根本的変革、すなわち社会主義的人間像

の確立は、社会革命以前になされねばならないし、またなされることが可能であるからである。要するに社会主義的人間がまず生まれて、その社会主義的人間によって社会主義革命が遂行されるのが順序である。

ところが日本の社会主義運動は、およそこれと反対の、おそろしくびっこの道を歩んできた。社会主義的人間どころか自らを近代的人間にすら高めていない、すなわち封建的人間のままの「社会主義者」によって、運動が展開されてきたのである。自らの私生活・家庭生活は旧態依然たるままで、公生活・政治生活において社会主義を主張したのである。したがってその社会主義は一見過激にみえても、言葉の真の意味においてラディカルであつたかどうかは、はなはだ疑問であつたし、また社会主義が人間革命によって新しい時代を切り開くものだとし

受けとられることが少なく、それだけ社会主義運動の基盤を脆弱なものにしたのである。

しかしひるがえって考えてみれば、このような弱点は、社会主義運動にのみ固有のものではなく、すでに自由民権運動に現われていた。遊廓での放蕩三昧の生活にあげくしながら、女性解放を唱えた植木枝盛などはその典型であるが、他の連中とて大同小異であった。元来封建制度下の日本では、公生活も私生活も儒教的倫理によって統一されていた。「修身齊家治国平天下」は、その原理であったといえるであろう。ところが明治維新とそれに続く日本社会の近代化を推し進めた明治政府は、「修身齊家」のところは旧態のまま温存しつつ、「治国平天下」のところだけを近代化しようとしたのであった。ところがこの明治政府に対決した自由民権運動も、同じパターンをくりかえし、さらにその主流が自由民権運動の系譜をひく社会主義運動も、また事情は同様であった。したがって、一時はやった「外では共産党、内では自民党」というような社会主義者が、実は少なくないのであり、また社会主義者の側も、これを異としないという不可思議

な現象が多いのである。

しかし例外がなかったわけではなく、大まかに言ってみればキリスト教社会主義者はそうではなかったと言える。なかでもその典型が、安部磯雄であった。もちろん安部磯雄は、後述するように社会主義的家庭生活を唱えたのではなく、近代人としての私生活・家庭生活の確立を唱えたのであったが、それは丁度彼の社会変革の主張とみあった、見事に統一のとれたものであった。そこで本稿では、安部磯雄の『子供本位の家庭』に拠りながら、社会主義者の家庭論の一つの典型として安部磯雄の家庭論を紹介しよう。

一 安部磯雄の社会主義の特徴

安部磯雄の家庭論にはいる前に、彼の社会主義論を概観し、家庭論がその中でどのような位置づけを占めるかを、まずみておこう。安部磯雄の社会主義には、二つの大きな特徴がある。その第一は、彼にとって社会主義がいかに重大なものであっても、しかしそれはあくまでも

精神生活向上のための手段であるということである。この点に関して、安部は「言うまでもなく私の社会主義思想が多くマルクスに負う所あるは事実であるが、私は其当時から現在に至るまで常に社会主義を精神方面から見て居た。私共は生きんがために食うのであって、食わんがために生きて居るのではない。結局私共には精神生活が目的であつて、物質生活は其手段に過ぎないというのが私の考え方である」と述べている。彼の考え方を整理すれば、次のようになる。

(一)精神的問題（＝目的）を解決するもの—キリスト教
(二)物質的問題（＝手段）

を解決するもの
社会主義＝根本的解決
社会事業＝応急的解決

この(一)・(二)は、安部磯雄の場合、キリスト教信仰の二側面ではなく、一応別個のものであつて、両者は人道主義という紐帯によつて、分かちがたく結びついていたのである。

安部磯雄が好んで使つた言葉に、「質素の生活、高遠の理想」とか「簡素の生活、高遠の思索」というのがある。

が、この言葉は彼の社会主義の特徴を見事に表現している。目的はあくまで「高遠の理想」・「高遠の思索」であつて、物質生活は「質素」・「簡素」でよいのである。ただ物質生活があまりに貧しいと、「高遠の理想」・「高遠の思索」が実現できないので、物質生活上の貧困を解決するために、社会主義や社会事業が必要になるのである。

特徴の第二は、物質生活上の問題を応急的に解決する社会事業すなわち改良と、それを根本的に解決する社会主義とを、あれかこれかの二者択一式には考えず、統一的・総合的に考えたことである。この点を最も明瞭に論じたのが、一九〇四年に刊行した『社会問題解釈法』であるので、それに拠つてこの問題をみてみよう。

彼は社会問題は結局のところ、貧困問題であるとし、その解決法には次の五つがあるとした。⁽²⁾

- (1) 慈善事業
- (2) 教育事業（＝セツルメント）
- (3) 自助的事業（＝労働組合・消費組合等）
- (4) 国家的事業（＝義務教育・保険法等）
- (5) 根本的的改革（＝社会主義革命）

そして、この五つの貧困問題解決法相互間の関係について、次のように述べている。

「各種の解釈法（解決法のこと・辻野）には各其短処と長処を有する……若し効力の及ぶ事広く且つ遠きと言うを以て標準とせんか、第二は第一より、第三は第二より優等なる解釈法と言わざるべからず。然れども若し其実行の期し易き点より論ずれば、第四は第五に優り、第三は第四に優りて、当さに反対の結果を来すべし。されば吾人は何れの解釈法も其短処と長処を併せ有するを忘るべからず。彼の印度に於ける四千万の同胞が昨年飢餓に瀕しつつありしに對しては教育事業を主張したりとて何の益かあらん。況んや彼等に自助的事業の必要を説くにおいておや。唯彼等を救い得べきは慈善事業あるのみ。是れ素より明白の事なれども、慈善事業が決して万能力を有せざる事も亦明白の事にあらずや。慈善事業は慥かに昨年印度に於ける惨況を救い得たりとするも、四五年に一度の割合を以て凶年の災害を蒙る彼等を将来の飢饉より如何にして救い出さんかを考うるに至りては、慈善事業なるものが決し

て永遠的救助の途にあらざるを知るべし。然らば彼等を永久に救うの方法如何。吾人は先ず彼等を教育して自助の途を学ばしむるにあるを信ず。更に進んで彼等の生活に根本的革命を起すの必要あるを信ず。しかも印度の飢饉なるものは人意的に起るものにあらずして、全く天候の然らしむる処なり。若し彼等にして初夏と冬期とに於ける降雨を得ざれば忽ち食物に欠乏を生ずるに至る。然らば如此き氣候上、不安心の土地に住する人民が単に農業のみに其生を托すべからざるは明白なることにあらずや。然れども英国政府の方針は自ら製造に従事して印度人に其原料を産出せしむるに在れば、今日に至るも尚お印度人をして工業に従事せしむるの策を講ぜざるなり。飢餓のために惨死する印度人や実に憐むべし。然れども慈善事業は単に姑息法に過ぎずして、印度人を永久に救うの途は彼等をして半ば農業に依り、半ば工業に依らしむるに在るのみ。茲に於てか目下の危急を救助する処の方法が決して根本的に其災害を除去するものにあらざるを知るべし。然らば根本的革命は如何。已に陳べたる如く其効を奏する

事頗る顯著なるべくも、斯る激烈なる手段は容易に採用せらるべきものにあらず。見ずや、彼の外科学を応用するに當りては、先ず其患者に充分なる滋養物を与え、徐々に其健康を得るを待ち始めて始めて切開をなすにあらざや。されば印度人をして其職業を転ぜしむるが如きは、一朝一夕にして為し得べき事にあらず、先ず多年の教育を施して始めてこれを決行すべきなり。社会主義の如きも亦然り。其説く所頗る遠大にして、或人は斯る理想が終に実現せらるるに至るべきやをさえ疑えり。独逸の有名なる社会主義論者ロッドベルトは社会主義の実行せらるるには尚お五百年の星霜を要すべしと言いたりき。されば社会主義が今日の危急を救うに効力の少なきは言うまでもなき事なり。吾人は如此、其種類を異にせる解釈法を有せり。吾人は果して何れを選ぶべきか。余は各種の解釈法を併せ用ゆるは最も策の得たるものなりと信ず。慈善事業を応用すべき処には之を用い、自助的事業の応用すべき処には之を用いよ、根本的革命の如きはこれを理想として採るも亦可ならずや⁽³⁾。

要するに五つの貧困問題解決法は、病人に対する治療法のようなもので、どの治療法を採るかは、それぞれの病状によるとするのである。したがって社会主義者安部磯雄も、「吾人は社会主義を以て終極の解釈法なりと信じ、即ち一度は現社会を變じて社会主義の世となさざれば貧困という難病は決して治療せられざるべきを信ずると雖も、此目的を達する前には前四種の解釈法を併せ用ゆべきは明白なることなりとす⁽⁴⁾」と述べて、改良闘争を否定するどころか、それに全力をあげてとりくむ必要性を強調したのである。

安部磯雄は一九〇一年五月、片山潜らとともに社会民主党を結成したのであるが、社会民主党結成の報道を聞いた社会政策学会は、和田垣謙三・金井延・桑田熊蔵の連名のもとに次のような弁明をした

「余輩は放任主義に反対す何となれば極端なる利己心の発動と制限無き自由競争とは貧富の懸隔を甚だしくすればなり余輩は社会主義に反対す何となれば現在の経済組織を破壊し資本家の絶滅を図るは国運の進歩に害あればなり余輩の主義とする処は現在の私有的経

済組織を維持し其範圍内に於て個人の活動と國家の權力とに依て階級の軋轢を防ぎ社會の調和を期するに在り……近時我邦社會主義を標榜せるものあり此の時に當つて世間動もすれば社會主義と社會政策との間に固然たる區別を立つることなく余輩の主張する處を以て社會主義と混同する者あり願うに社會政策の趣旨たる穩当着實にして毫も社會の秩序及び國家の安寧と相異なる處無きに反して社會主義は現在の社會制度及國家組織を破壊するに非ずんば到底実行す可からざるものなることは學理の一定せる處にして社會主義者も亦之れを承認せり。」⁽⁵⁾

これに対して「社會民主黨宣言」を起草した安部磯雄は、「余は素より諸君と同じく社會主義が社會政策と同一のものにあらざるを信するものなりと雖も、決して二者が相背馳せるものなりとは思わざるなり。少くとも余等社會主義者の眼より見れば、社會政策なるものは社會主義に到達する一段階なるが故に、これに対して聊かも惡意を懷くことなく、否寧ろ之を歓迎せんと欲するものなり、唯々余等が諸君と相一致し能わざる点は、社會政策

を以て社會問題最後の解粉法と為さざるにあるのみ。之を例えば諸君は京都まで旅行すべしといい、余輩は更に進めて神戸まで行くべしというに在るが如し」と、『毎日新聞』紙上で反駁したのである。

これによつてみても明らかなのは、安部が、改良と革命をあれかこれかの二者択一式にとらえていたのではなく、両者を統一的・総合的にとらえていたということである。さらに同じ方向に行くのであれば、京都までは一緒に行こうというのは、統一戦線の考え方であり、彼の社會主義は、きわめて柔軟なものであった。

またこういうこともあった。安部磯雄はマルクスを非常に尊敬し、『資本論』をもつて「社會主義の聖書」として、その翻訳にも従事した。その彼は同時に救世軍のブーース大將を非常に尊敬し、ブーースが来日した折には、彼は大提灯行列の総指揮をかってでて歓迎した。彼によれば、マルクスは「労働者の明日のための永久解放の治療書をかいた参謀たちにはかならず、ブーース大將は労働者の今日只今の苦痛苦患の除去に、全力をつくしている第一線將兵の総指揮官にはかならないのだった。」⁽⁶⁾

以上述べたことから明らかのように、安部磯雄は、社会の改革を革命から改良まで、幅広く考えていたのである。ところで本稿の主題である彼の家庭論、厳密に言えば家庭改革論は、改良の範疇にはいるものである。したがってそこには、なんら社会主義的なものは含まれてはいないが、しかしそれでいてちゃんと彼の社会改革論の枠組の中にはいつているものである。

- (1) 安部磯雄『社会主義者となるまで』一九三三年（改造社刊）、二〇四～二〇五ページ。
- (2) 詳しくは拙稿「安部磯雄」『明治の革命家たち』一九七〇年、有信堂刊所収、参照。
- (3) 安部磯雄『社会問題解釈法』一九〇二年（東京専門学校出版部刊）、一八～二二ページ。
- (4) 同右四三八ページ。
- (5) 「社会政策学会の弁明書」（島田三郎『世界之大問題社会主義概評』一九〇二年、警醒社書店刊所収）一九〇ページ。
- (6) 安部磯雄「社会政策学会員に質す」島田三郎『世界之大問題社会主義概評』所収）一九三～一九四ページ。
- (7) 高野善一編著『日本社会主義の父安部磯雄』一九七〇年（安部磯雄『刊行会刊』九一ページ）。

二 国政と家政

安部磯雄が『子供本位の家庭』を発表したのは一九一

七年（大正六年）七月のことである。それはあたかも、吉野作造が「憲政の本義を説いて其の有終の美を済すの途を論ず」を『中央公論』に発表して、民本主義の論陣を張り始めた翌年のことであった。したがって、安部が『子供本位の家庭』を発表したのは、大正デモクラシーの風潮の中においてであり、大正デモクラシーの思想運動の一環としてであったが、同時に大正デモクラシーに対する批判としてでもあった。というのは、この書は、大正デモクラシーが社会の政治・経済体制の改革のみに目を向け、その改革を担う主体である人間のあり方、すなわち人間革命の面をなおざりにしていたことに対する批判でもあったからである。

『子供本位の家庭』の第二章は、「国政は家政の反映」と題されているが、この言葉は安部の思想的立脚点を明瞭に表わしている。彼は、「私共の家庭が君主専制政治の様なものでありながら我国に立憲政治を行おうというのは一の矛盾ではありますまいか」と疑問を表明した後、「我家庭に立憲政治が十分行われて居ない間に我國の政治を立憲的にしようとするのは本末を誤っている様に思

「われまず⁽²⁾」と論ずるのである。彼からすれば、家政が本で国政が末なのであり、そして「立憲政治の成功せざるは家庭の訓練なきが故⁽³⁾」なのである。したがって「我国に完全なる立憲政治を行おうとするならば、先ず我家庭より専制主義若くは官僚主義を取去るということが必要⁽⁴⁾」なのである。要するに「我国の政治は先ず家庭に基礎を置かねばならぬ⁽⁵⁾」のであり、「国家の理想は先ず私共の家庭に於て実現せねばならぬ⁽⁶⁾」のである。

ところで、国政や家政に立憲政治を要求するのは、なぜであろうか。それは社会的弱者の救済・解放のためである。この点について、彼は次のように述べている。

「現今の社会に於て弱者と称すべきものが三つあります。即ち女子と子供と労働者であります。女子は男子の為に、子供は両親の為に、労働者は資本家の為に種々なる侮辱と虐待を受けて居るといふことは争うことの出来ない事実ではありませんか。私共が立憲政治を叫び平等主義を唱えて居るのは全く此等の弱者に同情するからであります。否私共は単に私共の道徳心より同情するといふのではなくて、彼等の地位を向上さ

せざれば、私共人類の為に大なる不利益であると考え居るのであります。然るに私共が此等の三階級に対して大なる同情を寄せ、且つ其救済を為すには先ず私共の家庭より始めねばならぬということを感じました。私共の家庭には此弱者たる三階級が存在して居ります。換言すれば、私共の家庭組織には此最も重要な社会問題を包容し居るのであります。』⁽⁷⁾

そして「此最も重要な社会問題を包容し」ている家庭に立憲政治を実現することは、さほど困難なことではないとしたのである。この点について、安部は「私共は立憲政治を徹底的に実行することが極めて困難であることを感じて居りますけれども、之を私共の家庭に表現せしむることは比較的容易なことであります。故に私は我国に於て立憲政治を徹底せしむる為に先ず之を私共の家庭に実行するのであります」⁽⁸⁾と論じている。

要するに家政は本であり、国政は末であり、家政に立憲政治を実現することはさほど困難ではないが、国政に立憲政治を実現するのはなかなか困難であり、したがって家政に立憲政治を実現することから始めようと言うの

である。それでは家政に立憲政治を実現するとは、具体的にどういうことであろうか。

(1) (2) 安部磯雄『子供本位の家庭』一九一七年(実業之日本社刊)

一一一ページ。

(3) 同右一五ページ。

(4) 同右一八ページ。

(5) 同右一九ページ。

(6) 同右七二ページ。

(7) 同右二七二～二七三ページ。

(8) 同右二七六～二七七ページ。

三 子供本位の家庭

家庭が存在する目的は、どこにあるのであろうか。これについて、安部磯雄は「家庭の目的は家庭全体の幸福を謀るに在る⁽¹⁾」と、明瞭に断定している。家庭は家庭それ自体のためや、まして家長のために存在するのではなく、家庭の構成員全体の幸福のために存在するのである。「家庭

は人の為に出来て居るものであって、人は家庭の為に存在して居るものではない⁽²⁾」からである。もちろん家庭のある構成員が、家庭のために犠牲を払う場合がない訳では

ない。しかしこの場合においても、安部は「家庭の為に犠牲を払う場合がないとも限りません。然し斯くの如きことは極めて稀でありまして、之を普通のことの様に思うのは大なる誤であります。殊に其犠牲が其人の人格を傷くる様なことであれば、私共は決して何人に向つても左様な犠牲を要求することは出来ません⁽³⁾」と述べている。したがって、従来美德とされてきた、あるいはそうでないまでもやむをえざることとして認されてきた家庭のために子供が犠牲になること、極端な場合には身を苦界に沈めることなどは、安部からすれば、まったく許されないことであつた。彼は、「要するに家庭の目的は家族員総ての幸福を謀るに在りますから、私共は家長の為に妻子を犠牲にしたり、両親の為に子女を犠牲に供して居るが如き家庭は全く存在の理由を有して居ないもの⁽⁴⁾」と断定している。

したがって、家庭の構成員の一部を犠牲にすることによってしか家庭が存在しえない場合には、家庭はむしろ存在しない方が良いということになる。この点について、安部磯雄は「家庭の目的が家庭全体の幸福を謀ると

言うことであれば、若し此目的を破壊する虞のある場合には家庭を作るといふことは啻に不利益であるのみでなく、又道徳上大なる罪悪であるかも知れません。……

例えば私共に子供を養い且つ之に相当の教育を与えるだけの収入がなければ結婚を延期するか若くは之を避けるということとは寧ろ当然のことであります。……又遺伝病を有する人が其子孫に禍を遺すことを恐れて独身生活を送る様なことがあるならば、私共は斯の如き人に対して十分なる敬意を表するのであります⁽⁵⁾と述べている。

家庭を持つこと自体が家庭全体の幸福と矛盾する場合、独身生活を送るといふのは一方の極端であるが、中間的存在として、結婚はしても子供を産まない、すなわち産児制限をする場合がある。『子供本位の家庭』においては、産児制限について論じてはいないが、安部には次のように多くの産児制限の著作がある。

産児制限論	一九二三年
人口問題と産児制限	一九二四年
産児制限の理論と実際	一九二五年
不妊結婚と人間改造	一九三〇年

生活問題から見た産児調節

原本入手不能のため刊行年不明

右に挙げた著作の一つのなかで、安部磯雄は、産児制限の必要な場合として、「第一母親の健康が充分でない時。第二子孫に遺伝してはならぬような悪質が両親若くは其何れにかある時。第三両親の経済状態が子女を充分に養育する程でない時⁽⁶⁾」の三つをあげている。安部の産児制限論についてはここでは論じないが、それが彼の家庭論の枠組の中にあることはいうまでもない。

さて本題にかえって、家庭の幸福とは具体的にどういふことであろうか。この点について、安部は「家庭の幸福ということとは広き意味であって、之を物質的方面と精神的方面に区別して説明することが出来⁽⁷⁾」とした。そして「物質的の標準は少なくとも子女に中等教育を与え、出来得るなら、高等教育をも与えらるという位でなくてはなりません。若し之だけの目的が達せらるるならば其れ以上に多くの資産を子孫に遺すということは全く必要のないことと思ひます。何となれば家庭の幸福は物質的方面よりも寧ろ多く精神的方面にあるからであります⁽⁸⁾」として、彼が『子供本位の家庭』で論じたいのは物質的方

面の改良ではなくて、精神的方面における改良であることを明らかにした。

では家庭における精神的方面の改良とは、どういうことであろうか。それは安部によれば「家庭を立憲的にする」⁽⁹⁾ことである。それでは次に、「家庭を立憲的にする」ということは、どういうことであろうか。それはまず第一に家族の間に平等主義を確立することである。「立憲政治の要点は人民に平等の権を与え、且つ互に其権利を尊重するということである」⁽¹⁰⁾以上、「若し私共の家庭に自由

平等主義を行うということであれば、先ず子供の間に區別を設けず弟よりも兄に、妹よりも姉により多くの権力を与うることを避けなければなりません」と、安部は主張した。もちろん兄弟姉妹の間だけが平等であつただけでは駄目であつて、両親ことに父親に大きい権利が与えられるべきでないことは言うまでもない。この点について、安部は「家族員殊に家長は恰も法律の支配を受けて居る様な考えを以て互に其人格を尊重するということにせねばなりません」⁽¹²⁾と論じて、家庭における法の支配による平等主義の確立を唱えたのである。

第二は家庭における財政の公開である。安部磯雄は、「立憲政治に於ては政府は常に人民に対して其財政を公開するのでありますが、私は之を以て立憲政治の主要なる点の一であると信じて居ります。而して之は単に国政に於てのみならず、家政に於ても左様にしなければならぬということを常に考えて居ります。然るに我國の家庭に於て妻に其財政を公開して居る人が果して幾人あるでありますようか。勿論大体に財政上の有様を妻に知らしむるということは普通のことでありましょうが、恰も國家の財政を詳細に公開するが如く、夫が妻に自分の収入及び支出を明白にするということは極めて少ないことと信じます。苟くも夫婦の協力で家政を行うて行く以上は妻に対して一家の財政を悉く打明けるということは家政の為に最も必要なることと思ひます」⁽¹³⁾と主張したのである。

安部は、家庭においては夫が外務大臣であるのに対して、妻は内務大臣兼大蔵大臣であるからして、財政の公開は主として妻に対してなされるべきであるとしているが、しかし財政の公開は、子供に対しても行なわれるべ

きであるとしている。それは、子供に財政の知識を与え且つ責任を持たせるためである。

この財政の公開に関連して安部磯雄が主張したことは、家庭議會である。歴史的にみて国家の議會がまずとりあげた問題が、国家の収入と支出の問題であつたように、家庭議會の最重要問題も財政の問題である。この家庭議會において、妻に対して収入を公開するのみならず、支出に関して妻の意見を聞くことは、極めて重要なことである。安部は主張したのである。さらにこの家庭議會において、子供にも財政を公開し、その意見を聞くことは、教育的にみても大変有益なことであるとして、安部は次のように論じている。

「若し家庭議會を開いて毎年一家の予算を編成することになれば、両親は成るべく精密に其計算表を作り、之を子供に示すことが必要であります。勿論一家の予算は其性質に於て一國の予算と異なるものでありますから、其編成に當つて一國の予算を模倣する訳には参りません。然し出来る事ならば成るべく政府の予算に倣うて之を編成することも面白くして有益なることで

あらうと思ひます。例えば一家の支出を經常費と臨時費とに区別したり、或は特別會計というが如き項目を設けることも、子供を教育する点に於て利益があると考へます。一家の財政に於ては各家族員に対する特別なる支出と家族員全体に対する支出との区別がありませんから、これも二に区別することが適當であるかも知れません。而して支出の分類は人々の考によつて異なることでありましようが、食費、被服費、薪炭燈光費、教育費、衛生費、娯樂費、交際費等としたならば如何でありましようか。斯くの如く成るべく精密なる予算を編成することになれば、子供は之を見て家政ということに関する知識を得ると共に、家政に対する少なからぬ興味を感じることが出来ます。」⁽¹⁴⁾

さて次の問題に進もう。本稿でとりあげている著作が『子供本位の家庭』と題されていることから推測されるように、安部は家庭の本位を何におけば、家庭全体の幸福が最もはかられるかを考えたのである。何を本位にするかについて、彼は次の五つを考えた。

(一) 年寄夫婦本位

(二) 夫本位

(三) 妻本位

(四) 夫婦本位 (親本位)

(五) 子供本位

まず年寄夫婦本位の家庭であるが、これについて、安部は「立憲的家庭という立場から見ても不都合であると考ええられるのは年寄夫婦が若い夫婦の上に干渉するということでありませぬ。國家の主権は一であつて二でないが如く、家庭の主権も二あるべき筈はないのであります。故に一家庭に二夫婦が共同生活をなして互に其主権を争うが如きことがあれば茲に衝突の起るのは決して驚くべきことではありません。……我國に於ける多くの家庭には所謂元老政治なるものが行われて、之がため家庭の平和を破るという場合が決して少なくないのであります。姑が嫁を虐めるということは今日も尚お多くの家庭に於て行なわれて居るのであります、これは全く立憲的精神に反して居るものと言わねばなりません」と、強く否定している。

次に夫本位の家庭であるが、これについて、安部は

「我國に於ては何と言つても夫を本位とする所の家庭が最も多い様に思われます。夫本位の家庭とは如何なる家庭でありましようか。私は必ずしも夫本位の家庭に於て妻子が全く冷遇されて居るとは言いません。夫は妻に対して相當に深切なる待遇をなし、殊に子供に対しては可成多量の注意を払うて居ります。然し家庭存在の目的は全く家長たる夫の幸福を謀るに在りて、妻子の如きは殆んど夫の幸福を増進する為に存在して居るかの様に思われる如き家庭が決して少なくはありません。言うまでもなく妻が家庭の為に種々なる仕事をなし、夫をしてその全力を彼の事業の為に注がしむる様に努力することは当然でありますけれども、之は單に分業上の便利から起つたもので、妻は決して夫の為に下女の如くに使役せらるべきものではありません。日常に仕事の上からは如何に夫の為に働くべきものでありましても、妻には又妻の目的として居る理想があります。之と同じく子供も決して両親の為に存在して居るのではなくて、彼等には彼等自身の為に存在すべき理由のあることを知らねばなりません。然るに此等の道理を十分に弁えて居ない所の家長は

往々妻子が自分の為に存在して居るかの如く考えて居る場合が多いのであります。若し国民は国家の為に若しくは政府の為に存在して居るものであると論ずる人があるならば、私共は之に対してどんな考えを起すでありましょうか。夫本位の家庭は取りも直さず専制君主々義であつて、私共は到底之に堪えることは出来ません⁽¹⁶⁾と、これをもまた強く否定した。

第三は妻本位の家庭であるが、これについても、安部は「妻本位の家庭は我国に於て比較的少ないかも知れませんが、全く無いということは出来ません。我国に於ては金力の有る所に権力が伴うということは普通の事でありますから、若し妻が働いて夫を養うという様な場合には其家庭は妻本位になる傾がありはせぬかと思ひます。其著しい例を挙げれば髪結とか芸人とかの家庭に於て往々斯の如き事実を見ることが出来るのであります。更に一人娘に養子を迎えた場合、若し其家が資産家であればある程妻の権力が強大になるのは自然の勢であります。世人が斯の如き妻本位の家庭を称して、女天下というて居るのは決して過言ではありません。然し前に論じたる

如く金力の多少によりて主権の位置を変更するということとは決して好まじきことではありません。少なくとも之は立憲政治の精神に悖つて居るものと考えます⁽¹⁷⁾と論じて、これもも否定した。

第四は夫婦本位の家庭であるが、これは「夫婦が本位となつて子供の幸福に余り重きを置かないという家庭」であり、「此種の家庭は現在我国に於て極めて少ないのでありますけれども、全く絶無であるということは出来ません。若き男女が余りに恋愛という甘き夢に耽つて居る場合には、唯恋愛其ものに心を奪われて居りますから子供の事などには殆んど注意する違がありません。斯くの如きことは所謂新しき女の中に折々見受けることであります。私は之を名けて親本位の家庭と言うのであります。言うまでもなく親本位の家庭は子供ということに殆ど除外して居るでありますから、之を立憲的⁽¹⁸⁾というのは甚だ不当であるといわねばなりません⁽¹⁹⁾」と、安部は論じてこれにも反対している。

注目すべきことは、安部が『子供本位の家庭』の中で論じていることは一般論・抽象論であるが、ここで初めて

現実具体的なものに對する批判が出てきていることである。それは青鞥社流の「新しい女」に對する厳しい批判である。この点については、後でもう一度出てくるので、その際論じることにする。

さて最後は、子供本位の家庭である。安部の著作が『子供本位の家庭』と題されているからと言って、彼が子供本位の家庭に全面的に賛成している訳ではない。安部は、「家庭の目的は前に陳べたるが如く家族員全体の幸福を増進するに在りますから、家族員の一部を以て家庭の本位とすることは決して好まじきことではありません。……故に私は夫本位及び妻本位の家庭に反對するが如く、子供本位の家庭にも賛成することは出来ません」⁽²⁰⁾としているのである。にもかかわらず、彼は子供本位の家庭がベストではないにしてもベターであると主張するのである。この点について、安部は次のように論じてゐる。

「若し家庭の中心が何れかに偏するということが已むを得ないことであるとすれば、私は家庭の中心が子供に移って行くということが最も弊害の少ないことで

ある様に考えるのであります。強者本位であれば其処に圧制ということが行われる虞がありますけれども、子供の様な弱者が家庭の本位となります時には斯くの如き弊害はありません。

私が寧ろ子供本位の家庭に比較的多くの賛成をするのに今一の理由があります。元來家庭は親と子の為に設けられて居るものに相違はありませんが、親と子は何れが最も多く家庭を要求するのでありましょうか。私は此点より観て子供は親よりも遙かに多く家庭の必要を感じるものであると考えて居ります。然らば家庭の目的は主として子供の教育に在ることが出るのではありますまいか。若し家庭は夫婦だけが存在して居るものと仮定したならば、夫婦は絶対的に家庭を作らねばならぬという必要はありません。勿論これは一つの仮定に過ぎませんが、夫婦が各異なりたる職業に従事している場合には便宜上別々の家に下宿して居ても差支がないではありませんか。故に夫婦は家庭を作らずとも尚お夫婦の關係を持続し得るものと考えることも出来ます。而して夫婦は仮令別居し

て居ても自らの幸福を増進し、且つ自らの修養を継続して行くことも出来るのであります。然し子供の場合に決して左様なものではありません。子供は家庭を離れて教育の出来ぬということは言い得ないのでありますけれども、家庭を有せざる子供の教育に大なる欠陥があるということは疑のないことでもあります。若し国家の力を以てあらゆる子供を寄宿舎に容れ之を養育するという時代が来るならば兎も角、今日の如き状態に於て子供が絶対的に家庭を要求して居るということは明白なる事実である様に思われます。斯くの如く考えれば家庭の主なる目的が子供を教育するにあることが明らかであるから、家庭の本位を子供に置くといふことは必ずしも理由のないことではありません。⁽²¹⁾

別の面からこの問題を考察してみると、国民が国家に對して尽すべき義務は多くあるけれども、なかでも「子供の教育に全力を尽し、之を善良なる公民として社会に送出す」ということ程大なる義務はない⁽²²⁾のであって、この点から子供本位の家庭が望ましいのである。

さらに安部は、「今日迄政治の發達し來つた歴史を見れば、専制主義より漸次民本主義に進んで來たということが明かであります。君主専制主義の行われたる時代に於ても苟くも明君として仰がれたる人々は何れも『民は國の本なり』という主義を以つて國を治めたのであります。……若し君主が人民に對して斯の如き尊敬の念を抱いて居るならば、決して私共の家庭に於て親が其子に對して相當の尊敬をなすということは当然のことではありますまいか⁽²³⁾」と論じて、子供本位の家庭とは、要するに家庭における民本主義の實行であるとしている。ちなみに『子供本位の家庭』の第三章は、「子供本位と民本主義」と題されているのである。かくして子供本位の家庭こそ、現実的には最も望ましい家庭のあり方なのである。

- (1) 安部磯雄『子供本位の家庭』一ページ。
- (2) 同右三ページ。
- (3) 同右三〜四ページ。
- (4) 同右五〜六ページ。
- (5) 同右四〜五ページ。
- (6) 安部磯雄『人口問題と産兒制限』一九二七年（農村問題叢書刊行会刊）三七ページ。
- (7) 安部磯雄『子供本位の家庭』六ページ。
- (8) 同右六〜七ページ。

- (9) 同右一〇ページ。
- (10) 同右二一ページ。
- (11) 同右七五ページ。
- (12) 同右二一ページ。
- (13) 同右二一〜二二ページ。
- (14) 同右二四〇〜二四一ページ。
- (15) 同右三六〜三七ページ。
- (16) 同右三九〜四一ページ。
- (17) 同右四一〜四二ページ。
- (18) 同右四二ページ。
- (19) 同右四二〜四三ページ。
- (20) 同右四四〜四五ページ。
- (21) 同右四五〜四七ページ。
- (22) 同右四九ページ。
- (23) 同右四七ページ。

四 男女の關係

家庭の基本的構成員は夫と妻、すなわち男と女であるが、家庭の望ましいあり方と関連して、男女の望ましいあり方についても、安部は独自の考えを明らかにしている。

デモクラット安部のことであるから、男子のみを尊し

とする男尊女卑を強く否定したのは言うまでもない。ではアメリカ流の女尊男卑に与するかというと、そうではなく、男女平等・男女同権論者である。彼は「私は言うまでもなく男女の平等を主張するものでありますから、男子を重んじ女子を軽んずることに反対するが如く、女子に余り多く社会的特権を与うることには賛成することが出来ません⁽¹⁾」とし、女尊男卑の国アメリカでの有様を次のように述べて、「米国に於ける婦人の待遇は余りに極端に走って居る⁽²⁾」として批判しているのである。

「電車や汽車の中に在って男子が必らず女子の為に席を譲らねばならぬという筈はありますまい。弱者の為に如何なる便宜をも与えねばならぬということが私共の守るべき原則でありますから、電車の中に於て弱き人の為に席を譲るということには何人も異議のあるべき筈はありません。老人や子供の為に席を譲るのは則ち弱者に席を譲るのであって婦人なるが為に席を譲るのではありません。年の若い女学生が立つて居ても、之に席を譲るということは何等理由のないことであります。若し老いたる男子若しくは病人らしき人が

立って居るならば、男女に限らず若き人は進んで其席を譲るべきではありませんか。仮令壮健なる男子であつても若し重き荷物を持って居るという場合には何等の手荷物をも持たない人が之に席を譲るということが一の社会的礼儀であると考えます。殊に婦人が其席を譲つた所の人に対して何等の礼をも述べず、恰もそれが女子の権利であるかの如くに考へるのは大なる心得違であります。其他男女同行する時に常に婦人を先立たしむるとか、或は婦人をして先ず部屋に入らしむるというが如きは余りに極端なる習慣ではないかと思われ⁽³⁾ます。」

このように安部磯雄は、男尊女卑、女尊男卑のその「何れをも好まない⁽⁴⁾」のであるが、しかし「若し単に弊害という立場から考えれば、米国の所謂女尊男卑は我国の男尊女卑に比べて弊害が少ないのではないかと思いま⁽⁵⁾す」と論じている。安部が男尊女卑よりも女尊男卑をベターとする理由は、男子に比べると女子が社会的には弱者であり、弱者を大事にすることこそ、とるべき道であるからである。この間の論理は、子供本位の家庭をベタ

ーとしたのと軌を一にしている。

次に男女の結びつき、すなわち恋愛と結婚の問題である。当時は青鞥社流の「新しい女」たちによる自由恋愛も声高に唱えられていた時代のこととて、安部もこの自由恋愛、あるいは恋愛の自由について、次のように詳しく検討している。

「私は先ず自由恋愛ということに関する私の立場を明かにしたいと思います。恋愛の自由ということに就ては大體之を三種に區別することが便利であると思ひます。第一は男女が互に配偶者を選択するに當つて完全な自由を有することであり、第二は男女が夫婦關係を維持して行くのは單に恋愛の存在する間だけであつて、一度恋愛が無くなれば何時でも離婚することが出来るというのであります。第三は男女關係を一夫一婦に制限するということは極めて窮屈なることであるから、一人の男子が数人の女子に關係し、若くは一人の女子が数人の男子に關係することを是認しようと言ふのであります。私は便宜の爲め第一を選択の自由、第二を離婚の自由、第三を重婚の自由と名

付けて置きたいと思ひます。……私は第一の自由即ち
選択の自由ということに対しては単に同意を表するの
みならず、従来私は自由恋愛即ち選択の自由というこ
とに解して居た位であります、離婚の自由及び重婚
の自由に就ては飽くまでも反対せざるを得ません。⁽⁶⁾」
第二の恋愛の自由、すなわち安部の言う「離婚の自由」
に、なぜ彼が反対するかについては、次のように説明し
ている。

「離婚や重婚の自由ということに就ては道徳上の立
場から論ずべきことも少なくないと思ひますけれども、
……離婚の自由と重婚の自由が果して女子の位置を高
めるものであるか否かに就て主に論じて見たいと思ひ
ます。恋愛の継続する間のみ夫婦関係を維持し、恋愛
がなくなる時には自由に離婚するということは常に自
由に憧れて居る青年男女には一種の面白き説である様
に思われるかも知れませんが、私は少くとも我國の女
子に対しては極めて不利益なる所の説であると考えま
す。私は更めて断つて置きますが、私は今道徳という
ことを一切抜きにして、単に利害ということを標準と

して論ずるのであります。若し恋愛の無くなつた時自
由に別れるということが実行せらるゝ様になつたなら
ば、婦人は果して之が為に如何なる利益を得るであ
りましょうか。……今日の如き社会制度の下に在つては
男子は何時でも女子を棄てることも出来ず。要する
に離婚の自由を認める様になれば妻は常に不利益の位
置に立たねばならぬということは争うべからざること
でありますから、縦し男子が斯くの如き説を主張しま
しても、女子は斯かる不利益なる説に同意してはなら
ぬと私は考へるのであります。⁽⁷⁾」
第三の恋愛の自由、すなわち「重婚の自由」、現代ふ
うに言えばフリー・セックスに対して、なぜ反対であるか
については、次のように述べている。

「私は単に利害問題という立場から此ことを論じて
見たいのです。一人の男子が数人の女子に関係するこ
とが自由であるならば、女子も亦同時に数人の男子と
関係を結ぶ自由を有して居るということは極端なる論
者の理想として居る所でありませうけれども、これが果
して実現せられるものとは考へられませぬ。男子の場

合に於ては利害問題より見て何等の不利益は無い様に見えますけれども、女子の場合は決して左様ではありません。若し女子に子供を生むということがないならば、若しくは子供を生んだ場合国家が之を引取って養育して呉れるという様な組織が成立しているならば、男女共何等の不都合を感じないかも知れませんが、女子は果して今日の如き社会に於て其子供を如何にすれば好いのでありましょうか。……理想としては如何に重婚が自由であるとしまでもこれは単に一夫多妻を意味するので、決して一人の女子が二三の男子に關係するの自由を許すということにはなりません。結局婦人は飽迄も一人の男子を夫とせねばならぬのに反して、男子は幾人にも勝手に自分の情婦とすることが出来るということになります。換言すれば重婚の自由は男子のみの有する自由であって、婦人には決して其自由がないことになります。斯くの如く考え来れば男子が重婚の自由を唱うることに多少の理由があるにしても、婦人が浅墓にも斯かる説に賛同するということは大なる誤であると言わねばなりません。⁽⁸⁾」

以上が安部磯雄の恋愛の自由についての考え方であるが、彼の言う第一の恋愛の自由すなわち選択の自由に基づいて、ある男女が結婚したとして、その結婚生活で両者が厳しく守らねばならないのが、「相互的貞操」の義務である。妻にのみ貞操を嚴格に要求し自らはしたい放題をすること、妻には姦通罪がありながら夫には何らの制裁がないことを、封建時代の遺物であり、文明とはまったく相反するとして安部は強く否定した。第八章は「相互的貞操」と題されているのであるが、安部は、「私共の守るべき道德は男女によりて其適用を異にすべきものではありません。若しも貞操ということが女子の美德であるならば、同時にそれは男子の美德でなければなりません⁽⁹⁾」、「私共が立憲的家庭を組織するに当って、男女の間に貞操の義務を異にする様なことがあれば、私共の目的は全く根底より破壊せられたものと言うことが出来ません⁽¹⁰⁾」と述べて、「相互的貞操」の義務を強調している。かかるに夫は妻に対して厳しく貞操を要求しながら、自らは放蕩な生活をし、社会もこれをあたりまえのこととして非難しないのが現状であるが、これは一つには、経済

上の理由によるとして、安部は次のように分析し、批判するのである。

「男子は経済上女子を養うて居るのでありますから、其報酬として女子に貞操を要求するというのであります。換言すれば女子は男子に対して厳格に貞操を守らねばなりませんけれども、男子は女子を養うて居るのであるから、彼の不貞操に対しては女子は之を寛大に見なければならぬというのであります。斯の如き説は或一部の人によりて露骨に唱えられて居るものであります。が、議論としては極めて薄弱なるものでありますけれども事実には慥かに侮るべからざる勢力を有して居ります。私が前に陳べました様に夫が妻を養うて居るといふことは経済学の上から観て全く取るに足らない議論でありますけれども、事実には慥かに女子が男子に養われて居る様な傾向があり、従って女子が男子の不貞操に対して、十分なる抗議をなすことの出来ない様な事情があります。……今日に於ける多数の婦人は経済上男子に依頼して居るが為に、男子の我儘を増長して居るものと見ることが出来ます。故に

婦人の位置を高め、男子を反省せしむるには先ず婦人をして高等の教育を受け、何時にても経済上の独立を得ることが出来る様になす外はありますまい。」⁽¹¹⁾

この文章中「夫が妻を養うて居るといふことは経済学の上から観て全く取るに足らない議論であります」というのは、次のような妻の家事労働の評価の問題のことである。安部は、「経済学にて生産ということとは効用を作るということの意味するのであります。……妻が家に在って終日働いて居ります時には、其所に一一生産が行なわれるのであります。……妻の生産高を金銭の形に於て表わす必要があるならば、之を為すことは必ずしも困難ではありません。試に人を雇うて妻の為すべき仕事を遣らせれば其結果は如何になるでしょうか」と論じ、「苟くも男女が夫婦となつて共同生活を営んで居る以上は、夫婦共稼でない者は一人もありません」⁽¹³⁾と主張したのである。したがって、安部の立場からすれば、経済学的にみて夫に扶養してもらっている妻などないということになるのであるが、しかしながら現実には、妻は夫に養ってもらっているということになっている。そこでこのよう

な状態を脱却し、夫と妻の同権、相互的貞操の義務を確立するためには、女性は男性と同様、教育を受け、経済的に独立して生活してゆけるだけの実力をつけなければならぬのである。

安部磯雄は以上のように、貞操が妻のみならず夫も厳しく守るべき義務であると主張したのであるが、彼はこの問題を単に道徳の問題としてのみ論じたのではなく、「男女貞操問題は啻に個人の幸福に大關係を有するのみでなく、国家の盛衰にも重大なる關係を有して居りま^⑭す」として、次のように論じたのである。

「私共が国家に対し若くは人類に対して真獻しようと思ふならば、先ず第一に我が家庭より将来の國民たるべき善良なる後継者を社会に送り出すことを考えねばなりません。勿論私自身も国家に対し人類に対して応分の働を為すべきは言うまでもないことでありますけれども、若し自分より劣れる子孫を此社会に送り出す様なことがあつては実に社会に対して申訳のないことであります。啻に社会に対して済まないという許りでなく、劣等なる子孫を有するということは私共に

取りてこれ以上の不幸はありませんまい。故に自分の幸福という立場から觀ても、或は国家の幸福という立場から觀ても私共が理想的の家庭を作るといふことは此上もなき望ましきことであります。

子供の教育には円満幸福なる家庭が最も必要であります。換言すれば愛情の溢れたる暖かき家庭を要求するのであります。然し此の如き家庭は嚴重なる一夫一婦制度が行われて居なくては十分に現出することは出来ないのであります。若し夫が其節操を守らざるが爲に妻に大なる打撃を与ふることになれば、妻は如何に之を耐え忍び、之を包み隠さんとするも、決して其心の奥底に在る悲哀を家庭の空氣中に散布せしめずには居られません、而して最も鋭敏なる感覺を有する子供等は何となく一種の冷やかさを感じざるを得ないのであります。故に家庭教育、家庭の円満、家庭の幸福ということに就き真面目に考へて居る男子であれば必ず自ら節操を守るに相違ありません。^⑮」

かくして相互的貞操は、夫と妻が互いに相手に対して守るべき道徳律であるばかりでなく、夫婦が共に国家社

会に對して守るべき道徳律なのである。

安部磯雄によれば、選択の自由という意味の自由恋愛に基づいて結婚し、結婚後はお互いに貞操を守り、相互に敬愛しあい、子供が生まれると子供本位の家庭を形成し、子供を立派に教育し、そのことによって国家社会に貢献する、これが理想の家庭である。しかもこれが単に理想に終らず、安部の場合そのとおり実践したという点で、日本の社会主義者のなかで、一つの理想的人物となつたのである。安部磯雄の家庭論が再評価され、安部のような社会主義者が歴史のなかで高く評価されるようになることは、とりもなおさず、それだけ日本における社会主義が本物になるということである。本稿による安部の家庭論の紹介がその一助になれば、筆者のこの上ない喜びである。

(1) 安部磯雄『子供本位の家庭』一六一ページ。

(2) 同右一六〇ページ。

(3) 同右一六〇～一六一ページ。

(4) (5) 同右一六二ページ。

(6) 同右二二三～二二五ページ。

(7) 同右二二七～二二九ページ。

(8) 同右三二〇～三二二ページ。

(9) 同右一九八ページ。

(10) 同右 八八ページ。

(11) 同右一九九～二〇二ページ。

(12) 同右二六～二八ページ。

(13) 同右二九ページ。

(14) 同右二一〇～二一一ページ。

(15) 同右二〇八～二〇九ページ。